

建物使用貸借契約書（案）

今治市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間に、建物の使用貸借について次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約物件）

第2条 甲は、次の物件（以下「契約物件」という。）を乙に無償で貸し付けるものとする。

所 在	愛媛県今治市 北宝来町二丁目甲773番地8
建 物	今治駅前レンタサイクル (i. i. imabari!Cycle Station)
貸付部分	_____, _____平方メートル

（使用目的）

第3条 乙は、契約物件を P P A事業用太陽光発電設備及び蓄電池等を設置するための場所として使用しなければならない。

（使用貸借期間）

第4条 使用貸借期間は、契約締結日から令和 年 月 日までとする。ただし、使用期間満了の場合は、甲乙協議のうえ契約を更新することができる。

（権利の譲渡等の制限）

第5条 乙は、甲の書面による承認を得ないで、契約物件に関する権利を第三者に譲渡し若しくは転貸し、又は契約物件の使用目的を変更してはならない。

（維持管理）

第6条 乙は、契約物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 契約物件の維持管理その他保全に必要な経費は、すべて乙の負担とする。

（使用上の制限）

第7条 乙は、契約物件内に建築物を建設してはならない。ただし、基礎のない工作物を設置しようとするときは、事前に書面により甲の承認を得なければならない。

（事故の責任）

第8条 契約物件内において生じた事故については、乙において一切の責めを負うものとする。

（契約の解除）

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 甲において公用又は公共用に供する必要性が生じたとき。
- (3) 契約物件の売払い又は有償貸付が決定したとき。

（契約物件の返還）

第10条 使用貸借期間が満了したとき、又は甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は契約物件を甲の指定する期日までに乙の負担において原状に回復して甲に返還しなければならない。ただ

し、甲において指定するものは、この限りでない。

- 2 第9条第3号の規定による場合、甲は解除の期日を事前に乙に書面により通知しなければならない。この場合、乙は甲に補償を請求することはできない。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

- 2 甲が第9条第2号の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損失が生じたときは、乙は、甲にその補償を請求できるものとする。

(疑義の決定)

第12条 この契約書に記載のない事項及び契約書の条項の解釈について生じた疑義については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書__通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市
今治市長 徳 永 繁 樹

印

乙

印

建物使用貸借契約書（案）

今治市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間に、建物の使用貸借について次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約物件）

第2条 甲は、次の物件（以下「契約物件」という。）を乙に無償で貸し付けるものとする。

所 在	愛媛県今治市 砂場町二丁目8番1号
建 物	今治糸山レンタサイクル（サンライズ糸山）
貸付部分	_____, _____平方メートル

（使用目的）

第3条 乙は、契約物件を P P A事業用太陽光発電設備及び蓄電池等を設置するための場所として使用しなければならない。

（使用貸借期間）

第4条 使用貸借期間は、契約締結日から令和 年 月 日までとする。ただし、使用期間満了の場合は、甲乙協議のうえ契約を更新することができる。

（権利の譲渡等の制限）

第5条 乙は、甲の書面による承認を得ないで、契約物件に関する権利を第三者に譲渡し若しくは転貸し、又は契約物件の使用目的を変更してはならない。

（維持管理）

第6条 乙は、契約物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 契約物件の維持管理その他保全に必要な経費は、すべて乙の負担とする。

（使用上の制限）

第7条 乙は、契約物件内に建築物を建設してはならない。ただし、基礎のない工作物を設置しようとするときは、事前に書面により甲の承認を得なければならない。

（事故の責任）

第8条 契約物件内において生じた事故については、乙において一切の責めを負うものとする。

（契約の解除）

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1）乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- （2）甲において公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- （3）契約物件の売払い又は有償貸付が決定したとき。

（契約物件の返還）

第10条 使用貸借期間が満了したとき、又は甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は契約物件を甲の指定する期日までに乙の負担において原状に回復して甲に返還しなければならない。ただ

し、甲において指定するものは、この限りでない。

- 2 第9条第3号の規定による場合、甲は解除の期日を事前に乙に書面により通知しなければならない。この場合、乙は甲に補償を請求することはできない。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

- 2 甲が第9条第2号の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損失が生じたときは、乙は、甲にその補償を請求できるものとする。

(疑義の決定)

第12条 この契約書に記載のない事項及び契約書の条項の解釈について生じた疑義については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書__通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市
今治市長 徳 永 繁 樹

印

乙

印